

コーポレートガバナンス・コードに関する当行の取組

株式会社福島銀行

コーポレートガバナンス・コードは、株主の皆様に対する責務について説明責任を果たしながら、透明性・公共性をもって、経営の迅速・果敢な意思決定を求めるものです。当行といたしましても強固なコーポレート・ガバナンスの確立が重要と考えておりますので、積極的に取組んでまいります。開示すべきとする 11 原則につきまして当行の対応状況は、以下のとおりでございます。

記

【原則 1－4 いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

○当行は、いわゆる政策保有株式について取締役会で保有目的、そのリターンとリスクを踏まえ方針を決定しております。

地元企業につきましては、取引関係・取引先支援の観点から保有の是非を判断しております。その他の政策投資につきましては売却または残高圧縮を基本方針としております。

○保有状況につきましては取締役会に報告しております。

○議決権行使にあたっては、短期的な業績や株価等に基づいた外形的・画一的な判断ではなく、非財務情報も踏まえ、かつ当該企業との取引関係や長期的な収益見通し等を踏まえた上で、政策投資担当部署が個別議案に対し賛否の決定を行っております。なお、決定の基準および手続については、今後明文化してまいります。

【原則 1－7 関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

○当行では、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

①役員については、銀行の承認なく競業取引ならびに自己取引を行うことは役員規程により禁止されております。

②関連当事者を含めたお取引先との取引については、利益相反管理態勢の基本方針および利益相反管理規程を定め、利益相反のおそれのある取引事案については取締役会に報告させ

ることにしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

○当行は、中期経営計画を策定し、会社の目指すところや経営戦略、経営計画を開示しております。

○当行ではコーポレートガバナンスの基本方針を定めております。具体的には、

- ①当行が株主・取引先をはじめ市場や社会の信頼を維持していくためには、業務の健全性および適切性を確保しなければならない。
- ②業務の健全性および適切性を確保するためには、当行の経営管理が有効に機能しなければならない。
- ③経営管理が有効に機能するためには、役員および各組織がそれぞれの役割と責任を果たさなければならない。

○当行は、取締役・執行役員の報酬について役員規程より定めております。具体的には、取締役の報酬はその総額を株主総会において定め、各取締役への配分は取締役会において決定することとしております。また、執行役員の報酬は取締役に準じて取締役会において定めるものとしております。

○当行は、取締役・執行役員の選任について役員規程により定めております。

具体的には、取締役を新任または再任するときは、取締役会が推薦し、株主総会の決議により決定することとしております。また、執行役員については取締役会の決議により、決定することとしております。監査役の選任については取締役会が推薦し、監査役会の同意を得て株主総会の決議により決定することとしております。

○代表取締役をはじめとした経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際には、取締役会において個々の選任・指名についての説明がなされております。

【補充原則 4-1①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

○取締役会で決定すべき事項は①のとおりです。それ以外の事項は経営陣に委任されております。ただし、②に掲げる重要事項については、取締役会に報告することになっております。

①取締役会決議事項

株主総会に関する事項、取締役に関する事項、執行役員に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、組織および使用人に関する事項、重要な業務執行に関する事項、重要な営業譲渡および譲受け、多額かつ異例の借入、内部統制に関する事項、コンプライアンスおよびリスク管理の基本方針に関する事項、株主総会からの受任事項、その他法令または定款に定められた事項、関係会社の設立・統廃合、その他取締役会が重要と認めた事項

②取締役会報告事項

業務執行状況、自己査定の結果および償却引当額、取締役の競業取引または自己取引について、取締役会で決定した経営の基本方針に基づく具体的な業務運営方針、その他当行経営にかかわる重要事項

【原則 4－8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

○当行では、独立社外取締役について、コーポレートガバナンスの強化のためその必要性、有効性を認識しております。複数体制へ向けて人選を進めて来ましたが、現時点では適任者が見つからず1名となっています。平成28年3月期の株主総会に向けて更に候補者の選定に努めてまいります。

【原則 4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

○当行は独立社外取締役の選任にあたり、経営監督機能を発揮するために、当行からの独立性の確保を重視しております。

○独立性の判断につきましては、東京証券取引所が定める規則に則り、その適任性については個別の候補者毎に取締役会で判断いたします。

【補充原則 4－11 ①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

○取締役会規程において、取締役会の役割を、①業務の執行を決し、監督に当たること、②業務の健全かつ適正な運営を確保するとともに企業価値を維持増大させるためコーポレートガバナンスの充実強化を図ることと定めております。これらを実行するため、銀行内外を問わず広汎な知識・見識と経験・実績を有する者でバランスよく取締役会が構成されるよう人選しております。

- 当行の社外監査役1名は、大学の元経営学部特任教授（専門は経営分析）として財務・会計に関する十分な知見を有しております。
- また、取締役会の規模につきましては、定款に10名以内と定めておりますが、当行の規模に見合っていると認識しております。

【補充原則4-11②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

- 当行の取締役、監査役、社外取締役、社外監査役について、他の上場会社の役員を兼任している者はありません。

【補充原則4-11③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

- 取締役会の実効性評価につきましては、コーポレートガバナンス強化の観点から今後実施してまいります。具体的な方法につきましては、今後検討が必要であります。平成27年12月までに、取締役会において十分な情報提供が行なわれているか、十分な審議が行なわれたかなどの評価項目を定め、取締役会の実効性を評価していく考えでおります。

【補充原則4-14②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

- 新任の取締役・監査役には、就任の際に各担当部署の責任者が当行の現状・課題等を説明し、理解を深める機会を提供してまいります。
- 取締役・監査役は、全銀協、第二地銀協等が実施する研修について、必要と判断した場合は参加しております。今後も研鑽を積むことができるよう外部研修への参加機会を確保してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

- 投資家向け広報活動の一環として平成15年5月から年2回県内地区別決算報告会および東京において年1回決算報告会を開催し、積極的な情報開示に努めております。今後も継続実施する方針としております。
 - 株主との対話を積極的に行なうことを目的に平成19年3月に財務広報チーム内に「株主・株券担当」を設置し、現在は経営企画担当部署内に「株主様相談所」として、株主の皆様からのご質問等にお答えしております。
- 以上